

令和3年度 島根県オリパラ教育推進事業 実施要項

※ 令和3年度スポーツ庁委託事業

オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業[オリンピック・パラリンピック教育地域拠点]

1 目的

- (1) オリンピック・パラリンピック教育推進校によるモデル的な取組を進めながら、県内各学校への啓発を行い、オリンピック・パラリンピックの機運を醸成する。
- (2) モデル事業のノウハウや成果を共有し、その後の教育活動につなげる。

2 主催 島根県教育委員会

3 対象 オリパラ教育推進校

(県内公立学校…小学校・中学校・義務教育学校から5校、県立学校から3校)

4 期間 令和3年6月1日～令和4年1月末日

5 内容

(1) 推進校による実践研究

○ オリンピック・パラリンピック教育推進校の指定

小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校を対象に推進校を公募し、8校を選定。年間を通じて本事業の趣旨に副うモデル的な取組を実施。

○ アスリートの招聘、「新しい生活様式に対応したオリパラ教育」の推進

オリンピック、パラリンピアンを招き、講演会や運動教室等を開催。

ICT 機器等を活用した「新しい生活様式に対応したオリパラ教育」を推進。

○ 体育授業・体育的行事の充実

地域のスポーツ指導者を活用し、学校における体育授業や体育的活動を充実。

(2) 取組の共有と周知

○ 県内セミナーの開催（※メール、学校訪問等による情報提供・情報共有で代替予定）

推進校を対象とした地域セミナーを開催。オリンピック・パラリンピック教育の事例や指導法の伝達、情報共有。

○ 地域ワークショップ・報告会の開催

推進校相互の情報交換やワークショップ等を通じて各校の取組を紹介。「ようい、ドン！スクール」認定校等とも成果を共有。

○ 情報発信

事務局（県保健体育課）のホームページに取組を掲載。報道機関にも情報提供。

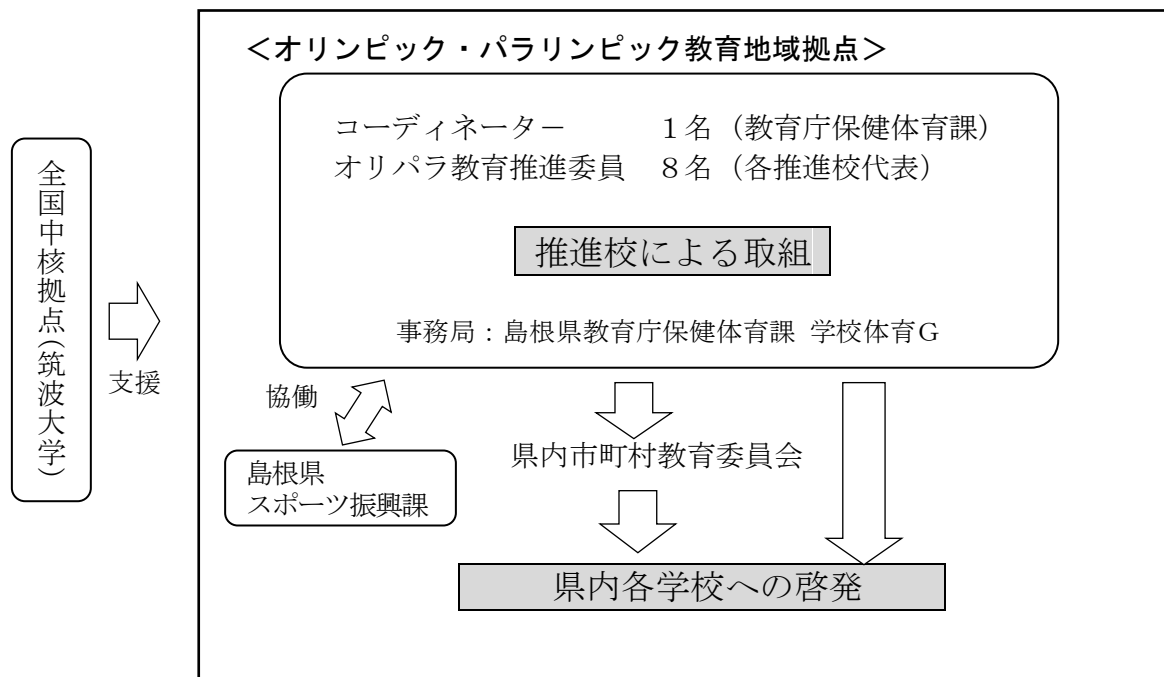
○ 事業検証

推進校の教員・児童生徒を対象に、意識調査（アンケート）を実施。

(3) 実践報告書の作成

活動概要をまとめ、県内各校及び関係機関・団体へ配付。

6 組織



7 スケジュール

実施時期	事業計画	備考
4月	○コーディネーター設置、連携機関との連絡・調整 ○推進校募集(開始)	委託契約締結 (県⇄スポーツ庁)
5月	○推進校審査・選考 ⇒ 決定 ○各校への説明会開催(情報伝達、事業説明) ※詳細については後日連絡	聖火リレー (5/15~16)
6月	○推進校事業(開始)	
7月		推進校視察 (随時~1月)
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月	○推進校事業(終了) ○地域ワークショップ【実践報告会】	推進校参加 他校は任意参加
2月	○実践報告書作成・配付	
3月		

8 経費

- (1) 本事業に係る経費は、①諸謝金、②旅費、③借損料、④印刷製本費、⑤消耗品費、⑥通信運搬費、⑦雑役務費とし、いずれも主催者（島根県教育委員会）が直接支払うものとする。
- (2) 推進校が購入可能な物品（消耗品）及び金額の目安については次のとおりとする。
 - ・書籍類 …40,000 円程度
 - ・用具類 …25,000 円程度
 - ・事務用品…10,000 円程度
- (3) 推進校が消耗品を購入する場合は、事務局（コーディネーター）へ連絡した後に業者へ注文し、見積書と請求書を事務局あてに送付する。宛名は「島根県教育委員会 教育長 新田英夫」とする。
- (4) 推進校で講師等を招聘する場合、謝金・旅費・保険料は事務局が支払うものとする。
- (5) 主催者が推進校等に対して参加を求める会議等に係る旅費は、県の旅費規程により支払うものとする。
- (6) その他、経費に係る詳細については、推進校と事務局が随時相談・確認し、適切に執行する。

9 その他

- (1) 推進校が講師や指導者を招聘したい場合は、あらかじめ事務局へ相談すること。講師等の選定や日程調整等、事務局はできる限り推進校の意向に副うよう支援する。
- (2) 講師及び指導者については、次のとおりとする。
 - ・講演会講師（オリンピック、パラリンピアン）
 - ・県内在住の著名なスポーツ選手
 - ・授業研究会講師（大学教授等）
 - ・地域スポーツ指導者（レクリエーション協会、障害者スポーツ団体など）
- (3) 取組の実践を検証するために、推進校は事務局の求めに応じて、調査や報告書の提出等に協力する。